

改訂日本再興戦略素案 国家戦略特区部分（概要）

平成 26 年 6 月 17 日

国家戦略特別区域担当大臣 新藤義孝

○国家戦略特区の加速的推進

- ・ 国家戦略特区は、平成 27 年までの 2 年間を集中取組期間とし、いわゆる岩盤規制全般について突破口を開いていくもの。
- ・ そのため、「岩盤規制改革の重点事項と改革スケジュール」を早急にとりまとめ、具体的な事業や提案ニーズに柔軟かつスピーディーに対応していく。
- ・ 以下の規制改革事項については、国家戦略特別区域諮問会議や国家戦略特区ワーキンググループにおいて、国家戦略特区法等に新たに追加すべく検討を進め、次期国会も含め、速やかに法的措置等を講ずる。

○追加規制改革事項案

（多様な人材や貿易・投資等、アクセスの強化・改善）

- ① 法人設立手続きの簡素化・迅速化
- ② グローバル金融監督機能の強化
- ③ 空港アクセスの改善に向けたバス関連規制の緩和
- ④ 一体的な保税地域の設置の推進
- ⑤ 入管手続きの迅速化

（創業支援等、女性や若者が真に活躍できる環境整備）

- ⑥ 女性の活躍推進、家事支援ニーズへの対応のための外国人家事支援人材の活用
- ⑦ 国家戦略特区での創業人材の受入れ及び多様な外国人受入れのための新たな仕組み
- ⑧ 時間ではなく成果で評価される制度への改革
- ⑨ 公立学校運営の民間開放（民間委託方式による学校の公設民営等）
- ⑩ 保育士不足解消等に向けての対応強化
- ⑪ 大学のガバナンス改革をさらに推進するための新たな仕組みの検討

（革新的な農業等の実践等、地域発先進モデルの構築）

- ⑫ 農業等の 6 次産業化・輸出産業化の更なる推進